

# 第1編 総論

<b>第1章</b>	<b>行政救済制度</b> .....	2
I	行政救済制度.....	2
	〔図1〕 行政争訟制度のしくみ.....	2
II	行政手続による事前救済.....	3
<b>第2章</b>	<b>司法審査と行政活動</b> .....	5
I	法の支配と裁判を受ける権利.....	5
II	法の支配の実現.....	5
III	司法権の範囲.....	7
1	行政事件と司法権.....	7
2	法律上の争訟.....	7
	(1) 行政訴訟の対象.....	7
	(2) 憲法訴訟と客観訴訟.....	8
3	行政活動の司法審査.....	9
4	裁量行為の司法審査.....	9
5	羈束行為の濫用審査.....	9
6	情報公開請求訴訟.....	9
IV	行政訴訟と民事訴訟の関係.....	10
1	公法と私法の区分.....	10
2	行政事件と民事事件の区別.....	10

3	行政訴訟と民事訴訟の接近の必要性	11
<b>V</b>	<b>行政訴訟の対象</b>	11
1	違法な公権力行使の是正	11
2	行政訴訟の対象	12
(1)	司法審査の対象となる行政作用の範囲・司法審査の方法ないし条件等	12
(2)	行政訴訟の対象の拡大	12
3	行政訴訟の類型と相互関係	13
(1)	行政訴訟の新たな類型	13
(2)	取消訴訟の提起の要件の拡充	14
(3)	当事者訴訟と抗告訴訟	14
(4)	結果の除去と訴えの利益	14
(5)	民衆訴訟の具体的な訴訟類型	14
<b>VI</b>	<b>取消訴訟</b>	15
1	処分取消訴訟と他の行政訴訟	15
2	取消訴訟の対象	15
(1)	処分取消しの訴えの対象	15
(2)	原告適格・出訴期間	16
(3)	処分性の拡大	16
3	行政立法、行政計画、通達、行政指導	16
4	取消訴訟の排他性・出訴期間の克服	18
<b>VII</b>	<b>確認の訴えの活用</b>	19
1	確認の訴えによる救済の必要性	19
2	無効等確認の訴え	20
<b>第3章 行政訴訟の類型</b>		21
<b>I</b>	<b>行政訴訟の類型</b>	21

II 抗告訴訟	21
1 抗告訴訟とは	21
2 処分取消しの訴え	22
3 裁決取消しの訴え	22
4 無効等確認の訴え	23
(1) 無効等確認の訴えとは	23
(2) 原告適格	24
5 不作為の違法確認の訴え	25
6 義務付けの訴え	25
7 差止めの訴え	27
8 法定外（無名）抗告訴訟	28
9 仮の義務付け・仮の差止め	28
10 争点訴訟	29
III 当事者訴訟	29
IV 民衆訴訟	30
V 機関訴訟	31

## 第4章 行政訴訟の概要 34

I 行政訴訟のしくみ	34
〔図2〕 行政訴訟のしくみ	34
II 行政訴訟の類型	34
〈表1〉 行政訴訟の類型	35
1 取消訴訟と民事訴訟との関係	35
2 実質的当事者訴訟と民事訴訟との関係	35
III 取消訴訟（抗告訴訟）の訴訟要件	36
1 処分性（訴訟の対象）	36
2 原告適格	36

3	狭義の訴えの利益	37
4	被告適格	37
5	不服申立てと行政訴訟	37
6	出訴期間	37
7	行政行為の効力と行政訴訟	38
	(1) 行政行為の効力	38
	(2) 違法な行政行為	39
	(3) 違法な行政行為の態様	39
8	国民による公法上の権利の実現手続	40
	(図3) 国民による公法上の権利の実現手続	40
<b>IV</b>	<b>改正行政事件訴訟法の利用方法</b>	40
1	救済範囲の拡大	41
	(1) 取消訴訟の原告適格の拡大	41
	(2) 義務付け訴訟の法定	41
	(3) 差止訴訟(行訴3条7項、37条の4)	43
	(4) 確認訴訟の活用	43
2	審理の充実・促進	44
3	行政訴訟を理解しやすくわかりやすくするためのしくみ	44
	(1) 抗告訴訟の被告適格の明確化	44
	(2) 抗告訴訟の管轄裁判所の拡大	45
	(3) 出訴期間の延長	45
4	仮の救済制度	46
	(1) 執行停止の要件	46
	(2) 仮の義務付け・仮の差止制度の新設	47
<b>第5章 行政訴訟と民事訴訟の選択</b>		49
<b>I</b>	<b>行政訴訟と民事訴訟の比較</b>	49

目 次

1	当事者	49
2	提訴時期	50
3	管 轄	50
4	訴え提起手数料（印紙代）	50
5	本案審理	51
	(1) 行政法令違反	51
	(2) 違法判断の基準時	52
	(3) 職権証拠調べ・釈明処分の特則	52
6	和 解	52
II	民事仮処分・民事訴訟	53
1	民事仮処分	53
2	本案訴訟	53
III	行政訴訟	54
1	開発許可	54
	(1) 原告適格	54
	(2) 狭義の訴えの利益	56
	(3) 執行停止	56
2	建築確認	57
	(1) 原告適格	57
	(2) 狭義の訴えの利益	58
	(3) 執行停止	58
IV	訴えの併合	58
1	開発許可取消訴訟と建築確認取消訴訟の併合	58
2	民事訴訟との併合	59
	<b>第6章 確認訴訟</b>	61
I	確認訴訟の活用	61

1	確認訴訟の意味	61
2	非処分と確認訴訟	61
3	行政立法と確認訴訟	62
	(1) 行政立法における行政裁量の審査	62
	(2) 行政立法の存在を争う訴訟、法令の効力を争う訴訟	62
	(3) 原告適格	63
	(4) 行政処分と同様の効果を生ずる法令	63
	(5) 法律関係の確認訴訟の置き換え	63
4	行政指導と確認訴訟	64
II	非処分の確認訴訟と当事者訴訟	64
1	確認の利益	64
2	確認訴訟の限界	65
3	対世効と拘束力	66
4	民事訴訟との関係	67

## **第7章** 先行処分と後続処分 68

I	先行処分と後続処分の関係	68
1	問題の所在	68
2	拒否処分取消訴訟と義務付け訴訟の必要性	68
3	別個の理由による再度の拒否処分の可否	68
4	附款と行政処分	69
5	原処分の取消しと裁決への影響	69
6	理由の差替えと行政処分の同一性	69
7	違法性の承継	69
8	先行処分と後続処分が問題となる例	70
	(1) 支給打ち切り処分	70
	(2) 入管法の認定・判定・裁決の関係	70

(3) 人事院の修正裁決	70
(4) 過少申告加算税と重加算税	70
〈表2〉 先行処分と後続処分の関係	71
9 処分理由と違法判断の基準時	71
<b>II 先行処分の違法性の承継</b>	<b>72</b>
1 問題の所在	72
2 先行処分の要件	72
3 先行処分の出訴期間経過後の訴訟提起	72
4 取消訴訟の排他性（出訴期間）との関係	73
5 先行処分の違法性の承継が問題とされた事例	73
(1) 主たる納税処分と第二次納税義務処分	73
(2) 相続税の連帯納付義務	75
(3) 行政計画決定と後続処分	75
(4) 固定資産税の連帯納税義務	75
(5) 源泉所得税と納税告知	76
〈表3〉 先行処分の違法性の承継が問題となった裁判例	76

## **第8章 処分理由の法的問題点** 77

<b>I 処分理由と訴訟物</b>	<b>77</b>
<b>II 被告の主張制限（適正手続保障）</b>	<b>78</b>
1 理由の付記	78
2 処分理由差替えの可否	78
<b>III 原告の主張制限</b>	<b>79</b>
<b>IV 特許審決取消訴訟</b>	<b>79</b>

<b>第9章</b>	<b>第三者の原告適格</b>	81
I	問題の所在	81
II	行政事件訴訟法9条1項(原告適格)	81
III	行政事件訴訟法9条2項(考慮事項)	81
IV	「法律上の利益」の意味	82
V	判例で問題とされた第三者	83
VI	違法事由制限	83
<b>第10章</b>	<b>訴えの利益</b>	84
I	民事訴訟の目的の比較	84
II	司法確定利益	84
III	裁判を受ける権利	84
IV	行政訴訟における訴えの利益	85
<b>第11章</b>	<b>仮の救済</b>	87
I	公権力の行使に対する仮処分の禁止	87
II	執行不停止の原則	87
III	執行停止	88
1	執行停止の必要性	88
2	執行停止の要件	88
3	執行停止の限界	88
IV	仮の義務付け・仮の差止め	89



<b>第12章</b>	<b>行政訴訟の判決</b> .....	90
I	判決の種類.....	90
II	取消判決の効力.....	90
1	無効と取消し.....	90
2	取消判決の対世効（第三者不利益効）.....	90
3	第三者利益効.....	91
4	取消判決の拘束力.....	91
(1)	反復禁止効.....	91
(2)	違法性を共通にする処分 <sub>の</sub> 取消義務.....	91
(3)	不整合処分 <sub>の</sub> 取消義務.....	91
<b>第13章</b>	<b>損失・損害の救済と行政上の 不当利得</b> .....	93
I	損失補償.....	93
II	国家賠償.....	93
III	行政上の不当利得.....	94
1	公法上の不当利得が発生する場合.....	94
2	行政処分と不当利得適用の法理.....	94
3	後発的貸倒損失の発生.....	95
(図4)	損害・損失・不当利得の清算.....	95
<b>第14章</b>	<b>行政手続法の利用</b> .....	97
I	事前の手続的救済.....	97
II	告知と聴聞の法理.....	97

III	行政手続法の構成と利用	98
IV	申請に対する処分手続	98
V	不利益処分	99
1	不利益処分とは	99
2	不利益処分の手続	99
3	聴聞手続	99
4	弁明の機会の付与手続	100
5	理由の提示	101
6	不服申立ての制限	101
VI	行政指導手続	101
1	行政指導とは	101
2	行政指導に関する定め	101
(1)	一般原則	101
(2)	申請に関する行政指導	102
(3)	許認可等の権限に関連する行政指導	102
(4)	行政指導の方式	102
(5)	複数の者を対象とする行政指導	102
VII	届出手続	102
1	届出	102
2	届出の種類	103
3	届出の効果	103
VIII	意見公募手続等	103
1	意見公募手続とは	103
2	命令等の意義	103
3	命令を定める場合の一般原則	104
4	意見公募手続	104
IX	行政手続法の適用除外	105
1	適用除外	105

2	地方公共団体の機関の処分	105
X	弁護士法72条（紛争性のある法律事務の有償独占）	106
1	行政書士法1条の3第1号	106
2	司法書士の業務範囲	106
3	社会保険労務士の業務範囲	106
4	税理士の業務範囲	107

## **第15章 行政訴訟以外の行政救済制度**……108

I	行政不服申立て	108
1	行政不服申立て	108
2	行政不服申立てと行政訴訟の関係	108
3	不服申立ての種類	109
4	異議申立てと審査請求	109
	〔図5〕 不服申立ての構造	110
5	不服申立提出先	111
6	不服申立期間	111
7	申立人適格	111
8	教示	111
9	審理手続	112
10	不服申立対象事項	112
11	審査構造	113
12	不服申立ての判断	113
	(1) 却下・棄却	113
	(2) 認容	113
13	裁決・決定の効力	114
14	執行不停止	114
15	行政審判	115

16 苦情処理（行政相談）	115
〈表4〉 行政訴訟以外の行政救済制度の種類	116
<b>II ADR（裁判外紛争解決方法）の利用</b>	116
1 ADRの意味	116
2 ADRの種類	116
3 ADRの手法	117
4 行政機関による特別なADR	117
5 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	117
6 行政苦情相談と行政争訟における協議・和解	118
7 原子力損害賠償紛争センター	118

## **第16章 証拠その他の情報の収集**……………119

はじめに	119
<b>I 行政訴訟の審理</b>	119
1 審理の内容	119
2 主張責任	119
3 職権証拠調べ	120
4 立証責任	120
<b>II 証拠・収集の方法と手続</b>	121
1 情報公開法・情報公開条例の利用	121
2 個人情報保護法・個人情報保護条例による本人開示請求権の 利用	121
3 民事訴訟法（行訴法7条「民事訴訟の例による」）の利用	121
4 行政事件訴訟法（提訴後）の利用	122
(1) 釈明処分の特則の利用	122
(2) 職権証拠調べの申立て	122
5 行政不服審査法その他の個別行政法上の手続法の利用	122

6	弁護士法23条の2による照会請求手続の利用	122
7	条例・要綱による方法	123
8	国会・地方公共団体に対する権限発動を求める方法	123
9	危険施設の調査を求める方法	123
	(1) 行政介入請求	123
	(2) その他の行政調査の発動を求める方法	124
10	建築基準法93条の2の利用	124
11	都市計画法の利用	124
12	事実上の手段の利用	124
13	関係法令等のリサーチ	124
14	教示の確認	125
15	民事訴訟法上の釈明処分の特則の利用	125
16	文書提出命令の利用	125

## **第17章 国際取引と公法の準拠法**……………127

I	経済取引等のグローバル化	127
II	国家管轄権	127
III	法の国際的抵触	128
IV	行政法と準拠法	128
	1 借用概念	128
	2 国際取引	129
	3 法の適用に関する通則法と租税法	129
V	国際私法上の弱者保護（社会法）	130
VI	アメリカ LLC の性質決定	130
VII	擬似外国会社	131
VIII	条約や外国公法の適用と考慮	131
IX	条約の自動執行性	132

X 腐敗の防止に関する国際連合条約……………132

(参考資料) 行政訴訟実務の基本概念と構成……………133

- 1 国と公共団体の役割……………133
- 2 行政の意義……………133
- 3 活動原理と行政主体……………133
- 4 公法と私法の区分……………133
- 5 行政法の特徴……………134
- 6 行政行為の無効が争われる場合……………134
- 7 公法上の権利の発生と確定（行政処分との関係）……………134
- 8 行政訴訟の選択……………135
- 9 訴訟物……………135
- 10 訴訟物の範囲……………135
- 11 請求原因（要件事実）……………135
- 12 主張制限等……………136
- 13 処分理由……………136
- 14 挙証責任……………136
- 15 法律関係発生の区分……………137
- 16 処分と訴訟形式の関係……………137
- 17 紛争タイプと訴訟形式……………137
- 18 仮救済と本案訴訟の対応……………139
- 19 不服申立て……………139
- 20 行政訴訟における原告の有利な法的構成……………140
  - (1) 手続要件懈怠による不失権……………140
  - (2) 実体法構成要件の分離（委任立法の制限・法律事項の委任制限）……………140
  - (3) 先決的私法法律関係の分離（私的自治優先の法理）……………140
  - (4) 侵害規範拡張解釈の禁止……………141

目 次

(5) 権限行使要件の厳格な分析	141
(6) 公法上の請求権の非排他性	141
(7) 授益規範縮小解釈の禁止	141
(8) 信憑性原則	141
21 行政立法の司法審査	141
22 処分審査（審査方法）	142
23 通達審査	143
24 処分を審査対象としない法律関係の審査	143
25 行政指導の審査	143
26 裁量行為の審査方法と審査基準	144
(1) 行政行為	144
(2) 裁量審査方法	144
(3) 審査基準	144
(4) 判 例	145
(5) 権限逸脱濫用基準の補充基準	145
27 違法行政の防止措置	145
28 行政訴訟審理の特色	146
(1) 不服申立前置主義	146
(2) 原処分主義と裁決主義	146
(3) 被告適格	146
(4) 管轄（特定管轄）	146
(5) 訴えの変更、訴えの併合、関連請求	146

## 第2編 各論

### 第1章 建築基準法訴訟

#### (不受理・不作為・同意拒否) ……148

I	建築確認	149
1	建築確認の要件	149
2	受理要件	150
3	確認対象法令	150
II	周辺住民の同意書	151
1	行政指導の根拠法	151
2	周辺住民の同意書	151
III	不受理への対応	151
1	行政指導	151
(1)	判例	151
(2)	行政手続法33条と適用除外	152
(3)	行政手続条例	152
2	訴訟手続	152
(1)	不受理と取消訴訟	152
(2)	不作為の違法確認訴訟	153
IV	処理期間	153
1	一般的申請の処理期間（行政手続法）	153
2	建築基準法の処理規定	154
V	訴訟による救済方法の選択	154
1	不作為の違法確認訴訟	154
2	義務付け訴訟	154



目次

(1) 2つの類型	154
(2) 羈束行為と羈束裁量	155
<b>VI 建築確認と開発許可との関係</b>	156
1 開発許可	156
2 開発許可と建築	156
3 開発指導要綱による行政指導	157
<b>VII 都市計画法32条の公共施設の管理者の同意</b>	157
1 都市計画法32条1項の同意の趣旨	157
2 正当な理由のない不同意の法的意味	158
<b>VIII 同意拒絶に対する訴訟</b>	158
1 取消訴訟	158
2 民法414条2項ただし書により意思表示に代わる裁判を求める 方法	159
3 公法上の当事者訴訟（確認訴訟）	160
4 国家賠償請求訴訟	160
5 岡山地判平成18・4・19判タ1230号108頁	160
<b>IX 法律と条例</b>	161
1 条例と法律との関係	161
2 法律と重複する条例	161
3 行政指導の法律適合性	161
4 当事者訴訟（条例審査訴訟）	162
〔図6〕 建築基準法と都市計画法の許認可手続の流れ	162
<b>X 本章における分析の手法</b>	163

## 第2章 行政調査訴訟

### (実地調査応諾要求通知) 164

I 行政指導	165
--------	-----

1	行政指導の意義	165
2	行政指導の分類	166
(1)	助成的・受益的指導	166
(2)	規制的指導	166
3	行政指導の内容	166
4	違法な行政指導の是正	167
5	本事案における通知	167
<b>II</b>	<b>行政指導に対する司法審査</b>	167
1	取消訴訟の可否	167
2	国家賠償請求の可否	168
<b>III</b>	<b>行政調査</b>	168
<b>IV</b>	<b>長野地判平成23・4・1判例集未登載</b>	169
1	確認の利益の有無	169
(1)	確認の利益	169
(2)	当事者訴訟と差止訴訟の関係	169
(3)	長野地判平成23・4・1の確認の利益と本件通知の性質	169
2	実地指導に応じる義務	170
(1)	23条調査	170
(2)	費用請求と調査応諾義務	170
(3)	23条調査の範囲	171
(4)	通知内容	171
(5)	本件実地指導	171
(6)	施設運営調査と保険受給調査	171
(7)	差止訴訟	172
<b>V</b>	<b>実質的当事者訴訟</b>	172
1	実質的当事者訴訟の意義	172
2	確認訴訟の要件	172
3	介護保険法23条の調査権の範囲	173

4	介護保険法90条の調査権の範囲	173
5	公的義務の不存在確認訴訟	173

## 第3章 情報公開訴訟

### (審議検討情報と法人情報) 175

I	情報の探究	176
1	情報の探究法	176
(1)	公開情報の収集	176
(2)	インターネットの利用	177
(3)	非政府情報の利用	177
(4)	情報センター	177
2	請求の方法	178
(1)	情報保有行政庁のリサーチ	178
(2)	行政文書の特定	178
(図7)	請求から裁判までのフローチャート	179
(3)	請求書の提出先	180
3	開示された情報の閲覧、複写	180
(1)	開示までの期限	180
(2)	開示決定の通知と開示の申出の期間	180
(3)	開示の方法	180
4	手数料の額	181
(1)	複写の費用	181
(2)	手数料減免	181
II	不開示決定と争い方・手続	182
1	不開示決定	182
(1)	書面通知義務	182
(2)	不開示理由	182

(3) 存否応答拒否処分	182
(4) 情報不存在処分	183
2 不開示決定の争い方	183
(1) 処分の変更を求める方法	183
(2) 自由選択主義	183
(3) 方法の選択	184
3 不服審査の申立てとその手続	186
(1) 制度の概要	186
(2) 情報公開・個人情報保護審査会の組織	186
(3) 情報公開・個人情報保護審査会の調査・審議の流れ	186
〔図8〕 不服審査の流れ	187
(4) 不服申立人等の権限と活動	188
(5) 情報公開・個人情報保護審査会の答申とその後の手続	188
4 情報公開訴訟の提起とその後の手続	189
(1) 概要	189
(2) 提訴の期限	189
(3) 裁判の管轄	190
(4) 費用	190
(5) 訴状	191
<b>III 情報公開訴訟の概要</b>	191
1 情報公開訴訟	191
2 情報公開訴訟手続	192
(1) 義務付け訴訟	192
(2) 第三者の権利益の保護	193
(3) 訴訟参加	194
(4) 移送の特例	195
(5) 被告適格とその代表者	196
(6) 審理手続における情報公開	196

<b>IV 本件事案・設問の検討</b> .....	197
1 設問(1)——不開示事由該当性と判断の基準.....	197
(1) 不開示（非公開）事由の判断.....	197
(2) 違法判断の基準時.....	198
2 設問(2)——処分の同一性と処分理由の追加.....	198
(1) 理由の追加の可否.....	198
(2) 法人情報の不開示.....	199
(3) 結論.....	199
3 設問(3)——義務付け訴訟.....	199
【書式1】 訴状——情報公開訴訟（被告国の場合）.....	200

## **第4章 都市計画訴訟** **(行政計画の処分性)**.....203

<b>I 都市計画法の概要と都市計画訴訟</b> .....	205
1 都市計画法に基づく用途地域指定.....	205
(1) 都市計画区域.....	205
(2) 都市計画区域の整備、開発および保全の方針.....	206
(3) 地域地区.....	206
(4) 公聴会の開催.....	206
(5) 都市計画決定と建築制限.....	207
2 都市計画決定と抗告訴訟の対象.....	207
(1) 最判昭和41・2・23民集20巻2号271頁.....	207
(2) 最判昭和57・4・22民集36巻4号705頁.....	209
(3) 最判平成6・4・22判時1499号63頁.....	211
3 都市再開発法54条1項に基づく第二種市街地開発事業の事業 計画決定の処分性.....	211
(1) 判決の内容.....	211

(2) 判例の分析	212
4 都市計画を争うその他の方法	213
(1) 都市計画決定の処分性と処分取消しの訴え	213
(2) 東京高判平成17・10・20における変更決定処分の計画内容の 違法	213
(3) 最高裁判所の判断	214
(4) 伊東市都市計画事件における変更決定の調査の不実施および 調査結果に反してなされた違法	214
(5) 本件変更決定の変更手続の違法	214
5 複数処分の関係	215
(1) 複数処分の瑕疵	215
〔図9〕 伊東市都市計画訴訟における複数処分の瑕疵	215
(2) 瑕疵の種類と違法理由	215
<b>II 設問に対する解答</b>	216
1 法的分析のポイント	216
2 設問(1)	217
(1) 青写真判決	217
(2) 遠州鉄道事件	218
(3) 都市計画決定に伴う規制の効果	218
(4) 制限内容	218
(5) 第三者の参加	219
(6) 出訴期間の克服	219
3 設問(2)	220
(1) 関連請求	220
(2) 一連手続関係	220
4 設問(3)	221
(1) 違法性の承継	221
(2) 一連手続関係	221

(3) 変更決定処分計画内容の違法	221
(4) 変更決定の違法性	222
(5) 結論	222
5 設問(4)	222
(1) 国家賠償請求	223
(2) 長期放置の違法	223
(3) 損失補償	224

## 第5章 厚生年金訴訟

### (公法上の金銭請求権) 225

I 厚生年金保険法と甲または丙の救済方法	229
II 行政訴訟の管轄	230
1 行政事件訴訟法上の管轄規定	230
(1) 一般管轄と特定管轄	230
(2) 事案処理庁管轄	230
〈表5〉管轄裁判所	231
2 管轄のない裁判所に対する訴え提起(応訴管轄と合意管轄)	231
3 本部管轄	231
4 設問(1)の解答	231
III 差止訴訟の可否	232
1 処分等が「されようとしている場合」(危険切迫性要件)	232
2 「重大な損害が生ずるおそれ」(重大損害要件)	232
3 「他に適当な方法があるとき」(補充性要件)	232
4 行政事件訴訟法37条の4第5項の要件「明らかであると認められる」(明白性要件)	233
5 訴訟要件と本案要件の分析	233
IV 義務付け訴訟の可否	234

1	義務付け訴訟の要件	234
2	各種類の訴訟要件	234
3	義務付け訴訟における違法判断の基準時	234
(1)	処分時説	235
(2)	口頭弁論終結時説	235
<b>V</b>	<b>内縁の妻（丙）の受給資格</b>	235
1	実体要件	235
(1)	配偶者要件	235
(2)	生計維持要件	236
2	手続要件	236
<b>VI</b>	<b>甲に対する支給裁定取消し（職権取消し）</b>	236
1	職権取消しの要件	236
2	甲の原告適格と訴えの利益	237
(1)	競願関係	237
(2)	分割支給の可否	237
(3)	複数処分の整合性確保の必要性	238
(4)	正妻の受給実体要件の存否	238
<b>VII</b>	<b>主張・立証責任</b>	238
<b>VIII</b>	<b>理由の差替えの可否等</b>	239
1	処分理由の差替えの可否（処分理由の同一性）	239
2	別個の理由による再度の申請拒否処分の可否	239
3	取消判決の訴訟物・既判力との関係（処分の同一性）	239
(1)	処分の同一性	239
(2)	申請拒否処分と再申請拒否処分の関係	240
(3)	信義則違反、権利濫用と再申請拒否処分	241
<b>IX</b>	<b>東京12チャンネル事件の分析</b>	241
1	事実の概要	241
2	判決の内容	242



3	競願関係と取消判決の効力	242
4	二重効果処分	242
5	複数処分と訴えの利益	243
X	原処分・異議申立棄却決定・審査請求棄却裁決のいずれを争うのか	244
XI	内縁妻事件	244
XII	既判力・対世効	245
1	既判力	245
2	取消判決の対世効（第三者効）	245
3	取消裁決・判決の拘束力	246
(1)	行政事件訴訟法33条1項～4項	246
(2)	行政不服審査法43条1項～4項	246
(3)	国税通則法102条1項～4項	246
(4)	行政不服審査法40条5項ただし書	246
XIII	国民の公法上の権利とその根拠	246

## 第6章 生活保護請求訴訟

### (保護基準審査) 248

I	生活保護行政	250
1	保護の種類	250
2	受給申請の手続	250
(1)	申請	250
(2)	調査	250
(3)	決定	250
(4)	却下の場合	251
(5)	再審査請求	251
3	申請受理拒絶	251

4	生活保護法の基本的な構成	251
II	那覇地決平成21・12・22判タ1324号87頁	251
1	事案の概要	251
2	争点	252
3	決定要旨（那覇地決平成21・12・22）	253
(1)	争点①	253
(2)	争点②	253
(3)	急迫状況	253
(4)	やむを得ない状況	253
(5)	結論	254
(6)	本件決定の意義	254
4	本件の法的検討	254
(1)	各要件についての検討	254
(2)	保護程度	256
(3)	まとめ	257

## **第7章 労災訴訟（理由の差替え）** 258

I	法的分析のポイント	260
1	休業補償給付申請却下処分取消訴訟における主張・立証責任	260
(1)	主張・立証責任	260
(2)	受給資格	261
2	処分理由の追加の可否	261
3	行政庁が判断しなかった申請拒否理由	261
4	原告の主張・立証責任の範囲	262
5	仮の救済の必要性	262
II	法的検証	263

1 労働者災害補償保険法の給付要件	263
(1) 災害保険給付の種類（労災1条、7条）	263
(2) 業務災害保険給付の要件	263
(3) 労働基準法75条2項	263
(4) 作業関連疾患	263
(5) 労働者災害補償保険法による支給決定	263
2 処分理由の追加の可否等	264
(1) 休業補償給付申請却下処分取消訴訟における主張・立証責任	264
(2) 処分理由の追加をめぐる問題点	264
3 行政庁が長期間応答しない場合の救済方法	266
(1) 不作為の違法確認訴訟の要件とその適否	266
(2) 義務付け訴訟の要件とその適否	267
(3) 取消判決を先行させることのできる要件とその適否	267
4 仮の義務付け決定申立ての問題点	268
(1) 仮の義務付け決定の要件	268
(2) 仮の義務付け決定に基づく行政処分の性質	269
(3) 一部の仮の義務付けの可否	270
(4) 仮の義務付けを認めた決定	270
5 労働者災害補償保険法の不服申立前置主義と不作為の違法確認訴訟	270
6 行政の不作為に対する救済方法	271

## **第8章 住民訴訟（4号請求訴訟）**……………272

I 地方自治の概要	274
1 地方自治	274
2 団体自治の根拠	274
3 地方公共団体に対する自治権の保障	274

<b>II 地方公務員法</b> .....	274
1 地方公務員の任免の法律関係 .....	274
2 公務員関係の消滅 .....	275
3 地方公共団体と公務員の関係と部分社会・公物利用関係 など .....	275
(1) 勤務条件条例主義 .....	275
(2) 部分社会の基本的人権制限 .....	275
(3) 公物利用関係との類似 .....	276
<b>III 住民訴訟（地方における財政監視）</b> .....	276
1 住民訴訟の要件と行政事件訴訟法改正 .....	276
2 救済範囲の拡大と住民訴訟 .....	276
(1) 行政事件訴訟法改正 .....	276
(2) 原告適格 .....	276
(3) 義務付け訴訟 .....	277
(4) 差止訴訟・確認訴訟 .....	277
3 審理の充実・促進と住民訴訟 .....	277
(1) 釈明処分の特則 .....	277
(2) 民事訴訟法の釈明処分 .....	277
(3) 行政事件訴訟法23条の2（釈明処分の特則） .....	278
(4) 主張・立証責任 .....	278
4 被告適格と住民訴訟 .....	279
5 抗告訴訟の管轄裁判所の拡大 .....	280
6 取消訴訟の出訴期間の延長 .....	280
7 教示制度の創設 .....	280
(1) 教示事項 .....	280
(2) 監査前置主義 .....	281
(3) 監査委員による被告と出訴期間の教示義務 .....	281
(4) 監査委員による当該執行機関や職員の教示義務 .....	281

(5) 名古屋デザイン博訴訟	282
8 仮の救済制度の拡充と住民訴訟	282
<b>IV 設問に対する解説</b>	283
1 設問(1)——分限免職と退職手当	283
(1) 分限免職	283
(2) 監査請求の対象の特定（訴えとの同一性）	283
(3) 先行非財務会計行為の財務会計行為に対する違法性の承継	284
2 設問(2)——監査請求	284
(1) 退職手当支給裁定	284
(2) 監査請求の期間制限など	285
(3) 訴額と訴訟費用	286
(4) 訴訟告知	286
(5) 事例へのあてはめ	286
3 設問(3)——住民訴訟	286
(1) 第2段階訴訟と住民の訴訟参加	286
(2) 弁護士報酬の負担	287
(3) 4号請求と個人責任	287
(4) 4号訴訟（平成14年地方自治法改正に伴う4号訴訟）の類型	287
(5) 長に対する4号訴訟（本文訴訟）	288
(6) 職員に対する賠償命令制度と4号ただし書訴訟	288
(7) 普通地方公共団体に対するその長の損害賠償責任	288
(8) 地方自治法242条の3第4項	288
(9) 市議会の放棄決議	288

## **第9章 租税訴訟（損金の範囲）**……………289

**I 先決的私法取引の確定**……………290

**II 法人税法における費用**……………290

III 費用分配基準	290
IV 事案の解説	291
1 設問(1)	291
2 設問(2)	291
V 事案の訴状	291
【書式2】 訴状——租税訴訟	291

## 第10章 不当利得返還訴訟（還付請求）…297

I 税法領域における行政立法や解釈通達による憲法改正	298
1 課税要件の分析	299
(1) 登録免許税法の課税要件	299
(2) 課税減免要件	299
2 法律による委任	300
(1) 課税減免要件の委任	300
(2) 手続的課税要件の委任の程度	300
3 過誤納金還付請求に対する拒否通知	301
4 2つの還付請求権の関係	302
5 木更津木材事件との比較	303
II 実体要件と手続要件の委任の範囲	305
III 国家賠償請求と過誤納付金還付請求と不当利得返還請求	306
IV 木更津木材事件の先例的価値	307
V 設問に対する解説	308

## 第11章 道路交通法違反訴訟（免停 処分・更新処分取消訴訟）…309

I 道路交通法違反と処分の概要	311
-----------------	-----

(図10) 道交法違反の行政処分（東京都）	311
(図11) 違反行為の軽重と各処分	311
(図12) 違反行為の責任	312
(図13) 運転者の分類	312
(図14) 免許の種類	312
<b>II 追尾測定事件の司法救済と問題点の要旨</b>	312
1 非科学的測定とえん罪	312
2 違反事実の認定	313
3 不利益処分に対する証拠裁判主義と疑わしきは罰せずの原則	313
<b>III 刑事事件における違反事実の認定と行政事件における違反事実の認定</b>	314
1 不起訴処分の行政処分性と検察官の羈束行為性	314
2 刑事審判事項	315
<b>IV 免許期間経過後、免許処分の取消訴訟の提起は可能か</b>	316
<b>V 優良運転者の地位回復（処分の同一性の範囲——その1）</b>	317
<b>VI 義務付けを求める処分の範囲（処分の同一性の範囲——その2）</b>	318
<b>VII 更新処分か更新交付処分か（処分の同一性の範囲——その3）</b>	319
<b>VIII 処分の同一性に関する最判平成21・2・27とその下級審判決</b>	320
1 1審判決（横浜地判平成17・12・21民集63巻2号326頁）	321
2 2審判決（東京高判平成18・6・28民集63巻2号351頁）	321
3 3審判決（最判平成21・2・27）	321
(図15) 最判平成21・2・27の考え方	321
<b>IX 違反事実の認定</b>	321
<b>X 被告と処分庁の表示</b>	323
<b>XI 国家賠償訴訟の提起要件の検討</b>	324
<b>XII 小仏トンネル事件（東京地判平成22・7・2）</b>	325

XIII 道路交通法違反訴訟における公正基準と証拠	325
1 明白な動かしがたい重要事実	325
2 違反事実の証拠	325
3 信憑性原則	325
【書式3】 訴状例①—東京地方裁判所民事38部が指導する訴状 (運転者区分を附款とみる考え方)	326
【書式4】 訴状例②—最判平成21・2・27に従った訴状 (運転者区分ごとの免許とみる考え方)	332
【書式5】 訴状例③—免許証交付処分ではなく更新処分とみる訴状	333

## 第12章 知的財産訴訟（査定系訴訟）

I 審決取消訴訟と技術的判断	336
II 審決取消訴訟の種類	337
III 共有特許権と審決取消訴訟	337
IV 審決取消訴訟の審理範囲	338
1 審理範囲の制限	338
2 審理範囲制限の根拠	338
3 新たな主張・立証	339
4 判決の拘束力	339
【書式6】 訴状—査定系	339
【書式7】 訴状—当事者系	342

## 第13章 国家賠償訴訟（不作為の違法）

I じん肺法の疾病	346
II 国家賠償訴訟の要件	346
1 国家賠償法1条訴訟の要件	346



(1) 公権力の行使	346
(2) 公務員	347
(3) 職務関連性	347
(4) 故意・過失	347
(5) 違法性	347
2 国家賠償法2条訴訟の要件（公の営造物の瑕疵）	348
<b>III 行政庁の規制権限不行使</b>	348
1 行政庁の権限不行使によって被害を受けた第三者の原告 適格	348
2 規制権限不行使と行政裁量	349
(1) 裁量権不行使の違法	349
(2) 省令制定権限と改正義務	349
(3) 省令改正権限不行使とじん肺被害拡大の因果関係	349
3 規制権限不行使と作為義務	350

## **第14章 仮の救済申立事件 (運賃認可却下処分)** 351

I 事案でとりうる救済方法	352
II 福岡地決平成22・5・12裁判所ウェブサイト (平成22年（行ク）3号）の要旨	353
1 争点1（収入算定に関して）	353
2 争点2（仮の義務付けの緊急性）	354
3 争点3（公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ）	354
III 代理・委任・専決・代決	355
IV 認可申請を却下したことは処分に該当するか	355
V 仮の義務付け制度	356
1 積極要件	356

2	消極要件	357
3	行政事件訴訟法25条2項——執行停止の要件との違い	357
4	義務付け訴訟の2類型	357
VI	申請に対する処分と審査基準と証拠資料	357
1	審査基準と裁量の公正性確保	357
2	審査基準の合理性	358
VII	タクシー会社の売上実績の選択基準時	358
1	売上推移	358
2	タクシー会社側の主張	358
	(図16) タクシー会社(事案におけるK社)の売上推移	359
3	運輸局側の主張	359
VIII	許可と認可の関係	360
IX	認可基準の合理性	360

## 第15章 憲法訴訟(選挙権) 362

I	選挙権	363
II	市民的及び政治的権利に関する国際条約	363
III	公職選挙法の規定	364
IV	違憲性	365
V	立法裁量	365
VI	主張責任	366
VII	必要最小限度の制限	366
VIII	比較法	367
IX	当事者訴訟の提起	367
1	立法の違法確認	367
2	損害賠償請求	369

<b>第16章</b>	<b>憲法訴訟（部分社会）</b>	370
I	自治会の法的性格	371
II	部分社会に憲法の保障が及ぶか	371
III	参考判例	372
	1 南九州税理士会政治献金事件	372
	2 群馬司法書士会事件	373
	3 赤い羽根事件	373
IV	事案における憲法上の問題	374
	1 憲法19条違反の検討	374
	2 憲法21条違反の検討	374
	3 憲法22条違反の検討	374
V	社会福祉法と寄付の強制禁止	375
VI	私人間に憲法の人権規定が適用されるか	375
VII	部分社会論の根拠	376
VIII	大阪高判平成13・9・21における部分社会論	376
IX	本設問に対する解答	377
	・ 事項索引	378
	・ 編者略歴	383